

## 阿賀野市条例第 29 号

### 阿賀野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

阿賀野市国民健康保険税条例（平成 16 年阿賀野市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第 6 条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 1 号中「属する者」を「属するもの」に、「第 22 条」を「第 22 条第 1 項」に改める。

第 6 条の 2 中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第 11 条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第 22 条中「減額した額」を「減額して得た額」に改め、同条第 1 号中「法第 703 条の 5」を「法第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 2 号中「法第 703 条の 5」を「法第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 3 号中「法第 703 条の 5」を「法第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

- ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 3, 810 円
- イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 6, 350 円
- ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 10, 160 円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12, 700 円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 125円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 875円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3, 000円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3, 750円

第22条の2中「特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等」の次に「(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第23条の2において同じ。)」を加え、「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「次号及び第3号において同じ。)」の次に「及び」を加える。

附則第2項中「第22条」を「第22条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第3項中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

附則第4項中「第22条」を「第22条第1項」に改め、「租税特別措置法」の次に「(昭和32年法律第26号)」を加え、「第314条の2第2項」を「法第314条の2第2項」に、「の合計額並びに」を「並びに」に改める。

附則第6項から第8項までの規定中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

附則第9項中「第22条」を「第22条第1項」に、「法第314条の2第2項と同条第2項中」を「法第314条の2第2項」と、「同条第2項中」に改める。

附則第10項及び第11項中「第3条、第6条、第8条」を「第4条、第6条の2、第7条」に、「第23条」を「第22条第1項」に、「第3条第1項」を「第4条第1項」に改める。

附則第12項中「第22条」を「第22条第1項」に、「条約適用利子等の合計額」を「条約適用利子等の額の合計額」に改める。

附則第13項中「及び第22条」を「及び第22条第1項」に、「第22条中」を「、第22条第1項中」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1号、第11条第1項、第22条及び第22条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定（「第22

条」を「第22条第1項」に、「第23条」を「第22条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める部分に限る）は令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の阿賀野市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。